

Grant Thornton 太陽 ASG 社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 労働保険年度更新手続・社会保険定時決定の業務実務

労働保険年度更新及び社会保険定時決定の手続は共に毎年7月10日が期限です。労働保険の年度更新は、前年度に申告した概算保険料額を確定し、新年度分の概算保険料を計算して申告します。社会保険定時決定は、7月1日現在の標準報酬月額が実際の報酬額を反映した額になっているかの見直しを行う手続になります。

年度更新手続・定時決定を行う上の注意点など

＜労働保険年度更新＞

労働保険の計算対象期間となる事業年度は、4月から翌年3月になります。この期間に支給した労働保険の算定対象になる支給総額（給与・賞与の総額。1,000円未満は切り捨て）に確定精算年度の労働保険料率を乗じて労働保険料額を確定するとともに、概算保険料との差額を精算し、あわせて次年度の概算保険料額の納付手続を行います。概算保険料の基礎となる支給総額は確定精算時に使用した支給総額を使用します。

保険年度初日（4月1日）において64歳以上の労働者で日雇、短期雇用以外の雇用形態の方については雇用保険料が（本人・会社とも）免除されます。

出向者について、雇用保険は出向元、労災保険は出向先での申告になります。

パートタイム・アルバイト社員など短時間勤務労働者で雇用保険対象外であっても労災保険の対象になります。

＜社会保険定時決定＞

定時決定は7月1日現在在籍している被保険者が対象です。対象者の4月、5月、6月に支給した報酬の総額をその期間の月数で除して標準報酬月額を決定します。但し、3カ月のうちに報酬支払基礎日数が17日未満の月がある場合はその月を除いて算定します。

交通費を3か月、6か月など纏めて支給している場合は、1月相当分を算出し上記の支給額に加算して算定します。

6月1日以降の入社、7、8、9月に月額変更届・育児休業等終了時変更届を提出、または提出予定の方については、定時決定は不要です。

＜労働保険・社会保険年度更新共通＞

現物給与（食事・社宅等）については標準価格により算定し、支給額に加算します。標準価格とは厚生労働大臣が都道府県ごとに定めた価格になります。

もう少し補足！

- (1) 労働保険の年度更新手続は、社会保険定時決定手続と共に年金機構を経由して行うことができますが、①継続事業であること（有期事業ではないこと）②労働保険事務組合に事務処理を委託していないこと ③（保険料の納付が）口座振替でないことの要件全てを満たしていることが必要です。
- (2) 労働保険料額が400,000円（労災保険・雇用保険いずれか一方の申告の場合は200,000円）以上の場合、延納（分割納付）の申請が出来ます。